

(目的)

第1条 この要綱は、宇和島市(以下「市」という。)にふるさと納税を行った寄附者に対して地元特産品等を記念品又は共通返礼品として贈呈することにより、ふるさと納税の推進を図るとともに、市内の産業の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附 市に対するふるさと納税として、ふるさとわじま応援寄附(ふるさとわじま応援基金条例(平成20年条例第36号))に基づき行われる寄附をいう。)を行うことをいう。
- (2) 寄附者 前号に規定する寄附を行った市外在住の者をいう。
- (3) 記念品 地元特産品等のうち、第9条第1項の規定による認定又は第12条第2項の規定による変更承認を受けた商品又は宿泊等のサービスの提供を受けるための引換証(以下「宿泊券等」という。)をいう。
- (4) 共通返礼品 第18条第1項の規定による認定を受けた商品をいう。
- (5) 参加事業者 記念品を送付する事業者をいう。
- (6) 取扱事業者 共通返礼品を送付する事業者をいう。

(記念品の贈呈及び費用の負担)

第3条 市長は、寄附者からの1回の寄附につき、市場価格(消費税等相当額を含み、配送費を除く。)が寄附金額の30%に相当する額の範囲内において、記念品を当該寄附者に贈呈するものとする。ただし、寄附者が記念品の受贈を希望しない場合及び寄附金額により設定した記念品がない場合については、この限りでない。

2 前項の規定による記念品の贈呈は、市からの依頼を受けた参加事業者が、市が記念品の配送を依頼する配送業者(以下「配送業者」という。)を通じて、寄附者に記念品を送付することにより行うものとする。

3 市は、前項の規定により記念品を送付した参加事業者に対し、当該記念品の代金として、第9条第1項の規定により認定を行う登録価格によって算定した額を負担するものとする。

(申請資格)

第4条 参加事業者として認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 市内に事業所等を有する事業者であって、市内における事業実績が引き続き1年以上であること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- (2) 地元特産品等の製造、加工、販売等又はサービスの提供について、各種法令等を遵守している者であり、許可又は認可を必要とするものにあつては、当該許可又は認可を受けた者であること。
- (3) 宿泊付き農林漁業体験サービスの提供について記念品の認定を受けようとする者については、当該サービスの提供に係る愛媛県の認定を受けた者であること。
- (4) 市税等を滞納していない者であること。
- (5) 宇和島市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(申請対象)

第5条 申請者が記念品の認定を受けようとする地元特産品等(以下「申請品」という。)は、次の第1号から第7号までのいずれかに該当し、かつ、第8号から第10号までのいずれにも該当するものでなければならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に定める医薬品及び医薬部外品については、認定の対象外とする。

- (1) 市内又はその近海で採取、栽培等をしたものであること。
- (2) 前号に掲げるものを主要な原材料として製造又は加工されたものであること。
- (3) 市内において製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- (4) 市のPRを目的としたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであつて、形状、名称その他の特徴から市独自の記念品であることが明白なものであること。
- (5) 前各号のいずれかに該当する記念品と、その記念品に関連するものとの組み合わせたものである場合は、前各号のいずれかに該当する記念品が主要な部分を占めるものであること。
- (6) 市内において提供されるサービスで、市固有の自然、歴史、文化等を活かした独自のものであること。
- (7) 市内において提供されるサービスで、地域の課題解決につながるものであること。
- (8) 市内において販売又は提供の実績があること。
- (9) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)、食品表示法(平成25年法律第70号)、商標法(昭和34年法律第127号)、特許法(昭和34年法律第121号)、著作権法(昭和45年法律第48号)、不正競争防止法(平成5年法律第47号)その他の関係法令を遵守したものであること。
- (10) サービスの提供にあつては、原則として2名以上の人員により運営していること。

(認定基準)

第6条 記念品の認定基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 品質、技術等が優れたものであること。
- (2) 衛生等の管理が適正になされ、安全性が確保されていること。
- (3) 色彩及びデザイン性に富み、外観が美しくあること。
- (4) 市場での需要拡大が見込めること。
- (5) 価格が相応であること。
- (6) 郷土色が豊かであること。
- (7) 市の特長を宣伝する効果が期待できるものであること。

(認定申請)

第7条 申請者は、ふるさとわじま応援寄附記念品事業者認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 記念品の認定を受けようとする場合は、ふるさとわじま応援寄附記念品等認定申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 次のア及びイに該当する場合にあつては、それぞれ当該ア及びイに掲げる書類

ア 第4条第2号及び第3号に該当する事業者にあつては、当該許可等を証する書類の写し

イ 商品又はサービスの提供に起因する損害を賠償するための保険に加入している申請品にあつては、当該保険の加入証明書の写し

(2) 申請品の見本(一般に流通する商品としての形態を備えたもの)。ただし、申請品がサービスの提供であるとき又は市長が提出の必要がないと認めるときは、この限りでない。なお、提出された見本のうち食品については、原則として返却しないものとする。

(3) 申請品及び包装材の写真(サービスについては、提供する内容、施設の概要等を把握できるもの)

(4) 申請品に同封しようとするパンフレット

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(審査)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、第4条、第5条及び第6条の規定に基づき、その内容を審査するものとする。

(認定及び結果の通知)

第9条 市長は、前条の規定による審査の結果に基づき、認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定の結果を、ふるさとわじま応援寄附事業者・記念品等認定(不認定)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(契約)

第10条 市長は、前条第1項の規定により記念品の認定を行ったときは、必要に応じて申請者と記念品の送付に係る業務(以下「送付業務」という。)の実施に係る契約を締結するものとする。

(認定期間)

第11条 第9条第1項の規定による認定の有効期間は、市長が当該認定を行った日の属する年度の末日までとする。ただし、当該認定期間の満了までに第16条の規定による辞退がなく、かつ、第17条による認定の取消しがない場合に限り、当該認定を行った日の属する年度の翌年度末まで認定期間が延長されるものとし、以後も同様とする。

(認定内容の変更)

第12条 参加事業者は、記念品の内容若しくは品質、包装若しくは容器に係るデザイン又は記念品に同封するパンフレットの内容を変更しようとするときは、原則として当該変更をしようとする日の1月前までに、ふるさとわじま応援寄附記念品等変更承認申請書(様式第4号)に次の各号に定める区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 記念品、包装又は容器の変更 変更承認を受けようとする記念品、包装又は容器の写真等(宿泊券等については、変更後のサービスの内容を確認できるもの)その他市長が必要と認める書類

(2) 記念品に同封するパンフレットの変更 変更後のパンフレットの内容を確認できるもの

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、変更の理由、第5条及び第6条の規定に基づきこれを審査し、その結果をふるさとわじま応援寄附記念品等変更承認(不承認)通知書(様式第5号)により参加事業者へ通知するものとする。

3 参加事業者は、第7条第1項の申請書の記載事項等に変更が生じたときは、速やかにふるさとわじま応援寄附事業者申請事項変更届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による届出を行った参加事業者に対し、当該届出に関して必要と認める書類の提出を求めることができる。

(参加事業者の責務等)

第13条 参加事業者は、市長が指定する期日までに記念品の発送準備を整えた上、遅滞なく配送業者に引き渡すものとする。

- 2 参加事業者は、記念品及び第9条第1項の規定による認定又は前条第2項の規定による承認を受けたパンフレット以外のものを寄附者に送付してはならない。
- 3 参加事業者は、記念品に係る事故、トラブル等が生じたときは、ふるさとわじま応援寄附記念品等贈呈事業事務等取扱要領(平成26年告示第56号。以下「要領」という。)に基づき適正に処理しなければならない。
(再委託の禁止)
- 第14条 参加事業者は、送付業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 参加事業者は、送付業務に係る権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
(個人情報の取扱い)
- 第15条 参加事業者は、送付業務の実施上知り得た寄附者の個人情報を厳重に取り扱うとともに、これを送付業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏洩してはならない。参加事業者でなくなった後においても、同様とする。
(認定の辞退)
- 第16条 参加事業者は、認定を辞退しようとするときは、辞退しようとする日の1月前までに、ふるさとわじま応援寄附事業者・記念品等認定辞退届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する届出を行った記念品について、辞退日までに寄附者に対する送付が完了しない場合においては、当該送付が完了した日を辞退日とする。
(認定の取消し)
- 第17条 市長は、参加事業者又は記念品が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。
- (1) 認定を受ける要件又は資格を欠くに至ったとき。
 - (2) 認定基準に適合しなくなったと認められるとき。
 - (3) 虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき。
 - (4) この要綱又は要領の規定に反する行為があったとき。
- 2 市長は、前項の規定に基づき認定の取消しを行うときは、ふるさとわじま応援寄附事業者・記念品等認定取消通知書(様式第8号)により、当該参加事業者に通知するものとする。
- 3 認定の取消しを受けた事業者は、当該取消しを受けた日の属する年度において、第7条に規定する申請を行うことができない。
(共通返礼品)
- 第18条 市長は、第7条第2項の規定に基づく申請によるもののほか、平成31年総務省告示第179号第5条第8号の規定を適用し、愛媛県及び近隣市町と連携して取り扱うことを決定したものを共通返礼品として認定し、寄附者に贈呈することができる。
- 2 前項の規定により共通返礼品を認定した場合、当該共通返礼品を取り扱う事業者を取扱事業者として認定する。ただし、既に参加事業者又は取扱事業者として認定している場合は再度の認定は行わない。
- 3 市長は、前2項の規定により認定した場合、第9条第2項の規定による通知書により取扱事業者に通知するものとする。
- 4 第3条、第4条(第1号及び第4号は除く。以下この項において同じ。)、第5条(第1号から第8号まで及び第10号は除く。以下この項において同じ。)、第10条から第17条の規定は、共通返礼品について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中回表の中欄に掲げる字句は、それぞれ回表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条、第4条、第10条、第13条第1項及び第2項、第16条第2項並びに第17条第1項	記念品	共通返礼品
第3条第2項及び第3項、第4条、第12条、第13条(見出しを含む。)、第14条、第15条、第16条第1項並びに第17条第1項及び第2項	参加事業者	取扱事業者
第3条第2項	市が記念品の配送を依頼する	事前に承諾を得た
第3条第3項	第9条第1項の規定により認定を行う登録価格によって算定した額	市長があらかじめ定める額
第4条	受けようとする者(以下「申請者」という。)	受けることができる者
第5条	申請者が記念品の認定を受けようとする地元特産品等(以下「申請品」という。)	共通返礼品の認定を受けることができる地元特産品等
第10条	前条第1項	第18条第1項
	申請者	取扱事業者
第11条	第9条第1項	第18条第1項及び第2項
第12条第1項	記念品の	共通返礼品の

	記念品に	共通返礼品に
	記念品、包装	共通返礼品、包装
第12条第2項	第5条及び第6条の規定に基づきこれを審査し	第5条第9号に適合するものであることを確認し
第12条第3項	第7条第1項の	第18条第5項の規定により提出した第7条第1項に掲げる
第13条第2項	第9条第1項の規定による認定又は前条第2項の規定による承認を受けた	事前に送付の承諾を得た
第13条第3項	記念品に係る	共通返礼品に係る
第17条第3項	認定の取り消しを受けた事業者は	市長は、認定の取り消しを受けた事業者を
	第7条第2項に規定する申請を	第18条第1項及び第2項による認定を

5 市長は、あらかじめ取扱事業者に[第7条\(第2項第2号から第4号を除く。\)](#)に掲げる書類の提出を求め、当該事業者及び共通返礼品が[第4条第2号](#)及び[第5条第9号](#)に適合するものであることを確認しなければならない。ただし、連携する愛媛県又は近隣市町において既に確認されている場合は、この限りでない。

(庶務)

第19条 記念品贈呈事業の実施に係る庶務は、ふるさと納税の業務を担当する課において行う。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、当該事業の実施に必要な事項は、[要領](#)で定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。ただし、[第3条](#)及び[第12条](#)から[第18条](#)までの規定は、平成26年11月1日から施行する。

(施行日前に申込みを受けた寄附に係る記念品の贈呈に関する特例)

2 [前項ただし書](#)に規定する施行日前に申込みを受けた寄附に係る記念品の贈呈については、寄附者から申出があった場合には、この要綱の規定を適用する。

附 則(平成27年5月1日要綱第57号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、平成27年6月1日以後に寄附の申込みを行った者に対する記念品の贈呈について適用し、同日前に寄附の申込みを行った者に対する記念品の贈呈については、なお従前の例による。

(認定の有効期間の特例)

3 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に行う記念品の認定において、施行日において記念品の認定を受けている商品が引き続き認定を受けた場合における当該認定の有効期間の始期は、改正後の第11条の規定にかかわらず、平成28年4月1日とする。

附 則(平成29年5月1日要綱第43号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、平成29年10月1日以後に寄附の申込みを行った者に対する記念品の贈呈について適用し、同日前に寄附の申込みを行った者に対する記念品の贈呈については、なお従前の例による。

(変更承認の特例)

3 この要綱の施行の日前において認定を受けている記念品に関し第12条第1項の規定による変更承認申請があった場合の承認については、なお従前の例による。

附 則(平成30年4月1日要綱第39号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日要綱第48号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月26日要綱第29号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和4年9月1日要綱第122号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の第9条第1項の規定により令和4年10月1日から令和5年9月30日までの認定を受けた記念品を取り扱う参加事業者は、改正後の第9条第1項の規定による認定を受けたものとみなし、その認定期間は令和4年10月1日から令和5年9月30日までとする。

3 この要綱の施行の日前に、改正前の第20条第1項の規定により令和4年10月1日から令和5年9月30日までの認定を受けた共通返礼品を取り扱う取扱事業者は、改正後の第19条第2項の規定による認定を受けたものとみなし、その認定期間は令和4年10月1日から令和5年9月30日までとする。

4 この要綱の施行の日前に、改正前の第9条第1項の規定により令和4年10月1日から令和5年9月30日までの認定を受けた記念品及び改正前の第20条第1項の規定により令和4年10月1日から令和5年9月30日までの認定を受けた共通返礼品の認定期間は、改正後の第11条ただし書の規定を適用する。

附 則(令和5年3月31日要綱第33号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、送付された記念品及び共通返礼品に係る事務負担金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

4 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和5年10月26日要綱第102号)

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

様式第1号(第7条、第18条関係)

ふるさととうわじま応援寄附記念品事業者認定申請書

年 月 日

宇和島市長 様

ふるさととうわじま応援寄附記念品等贈呈事業実施要綱の規定により、ふるさととうわじま応援寄附事業者の認定を申請します。

1. 所在地(住所)	〒	
2. 事業者名	ふりがな	
3. 代表者肩書・氏名	ふりがな	
4. ホームページURL		
5. 担当者情報	ふりがな	
	氏名	
	部署	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

次の事項について誓約します。

- 申請書及び調書の内容について、虚偽がないこと。
- 申請資格の審査において、事務所の所在地及び納税等の状況に関する情報が確認されることについて了承します。
- 各種法令、ふるさととうわじま応援寄附記念品等贈呈事業実施要綱、ふるさととうわじま応援寄附記念品等贈呈事業事務等取扱要領及び市長の指示を遵守します。
- 認定を受けた記念品等において、適正な品質管理を徹底し、消費者に対して安全と信頼の確保に努めます。
- 認定を受けた記念品等の品質及び配送等において、事故等の問題が生じたときは、当方が一切の責任を負います。

様式第3号(第9条、第18条関係)

ふるさとわじま応援寄附事業者・記念品等認定(不認定)通知書

年 月 日

様

宇和島市長

ふるさとわじま応援寄附記念品等贈呈事業実施要綱の規定により、下記のとおりふるさとわじま応援寄附事業者・記念品等としての認定(不認定)を決定しましたので、通知します。

1. 決定区分	<input type="checkbox"/> 参加事業者	<input type="checkbox"/> 取扱事業者
	<input type="checkbox"/> 記念品	<input type="checkbox"/> 共通返礼品
	<input type="checkbox"/> 認定	<input type="checkbox"/> 不認定
	※不認定の理由 []	
2. 商品名	(登録名称)	
3. 登録価格	円(税込) 円)	
4. 登録番号		
5. 備考		

様式第4号(第12条、第18条関係)

ふるさととうわじま応援寄附記念品等変更承認申請書

年 月 日

宇和島市長 様

(届出者) 所在地
名 称
代表者

ふるさととうわじま応援寄附記念品等贈呈事業実施要綱の規定により、下記のとおり、記念品の内容等の変更を申請します。

1. 記念品等	(登録番号) (品名)
2. 変更しようとする内容	(変更前)
	(変更後)
3. 変更の必要が生じた理由	
4. 変更予定日	
5. 事業者情報	担当者
	連絡先 電話： FAX： メールアドレス

様式第5号(第12条、第18条関係)

ふるさととうわじま応援寄附記念品等変更承認(不承認)通知書

年 月 日

様

宇和島市長

ふるさととうわじま応援寄附記念品等贈呈事業実施要綱の規定により、下記のとおり、記念品の内容等の変更について承認(不承認)を決定しましたので、通知します。

1. 決定区分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
	※不承認の理由 []
2. 記念品等	(登録番号) (品名)
3. 備考	

様式第6号(第12条、第18条関係)

ふるさとわじま応援寄附事業者申請事項変更届出書

年 月 日

宇和島市長 様

(届出者) 所在地
名 称
代表者

ふるさとわじま応援寄附記念品等贈呈事業実施要綱の規定により、下記のとおり、変更した事項を届け出ます。

1. 変更事項	(変更前)
	(変更後)
2. 変更日	
3. 事業者情報	担当者
	連絡先

様式第7号(第16条、第18条関係)

ふるさとわじま応援寄附事業者・記念品等認定辞退届出書

年 月 日

宇和島市長 様

(届出者) 所在地
名 称
代表者

ふるさとわじま応援寄附記念品等贈呈事業実施要綱の規定により、下記のとおり、ふるさとわじま応援寄附事業者・記念品等の認定を辞退します。

1. 辞退区分	<input type="checkbox"/> 参加事業者 <input type="checkbox"/> 記念品	<input type="checkbox"/> 取扱事業者 <input type="checkbox"/> 共通返礼品
2. 記念品等	(登録番号) (品名)	
3. 辞退する理由		
4. 辞退予定日		
5. 事業者情報	担当者	
	連絡先	電話： FAX : メールアドレス

様式第8号(第17条、第18条関係)

ふるさとわじま応援寄附事業者・記念品等認定取消通知書

年 月 日

様

宇和島市長

ふるさとわじま応援寄附記念品等贈呈事業実施要綱の規定により、下記のとおり、ふるさとわじま応援寄附事業者・記念品等の認定を取り消しましたので、通知します。

1. 取消区分	<input type="checkbox"/> 参加事業者 <input type="checkbox"/> 記念品	<input type="checkbox"/> 取扱事業者 <input type="checkbox"/> 共通返礼品
2. 記念品等	(登録番号) (品名)	
3. 認定取消しの理由		
4. 認定取消日		
5. 備考		